

旭医大達第71号
令和元年8月7日

旭川医科大学職員懲戒規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 吉田晃敏

旭川医科大学職員懲戒規程の一部を改正する規程

旭川医科大学職員懲戒規程（平成16年旭医大達第168号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第7条（略） （審査会の庶務） 第8条 審査会の庶務は、総務部人事課において処理する。 第9条～第13条（略） <u>附 則</u> <u>この規程は、令和元年8月7日から施行し、改正後の第8条の規定は、平成31年4月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】 平成31年4月1日付けの事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>第1条～第7条（略） （審査会の庶務） 第8条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。 第9条～第13条（略）</p>